

令和8年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 (教育相談員)

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	教育相談員
採用予定人数	1名
職務内容	<ul style="list-style-type: none">・不登校や子育て、発達に関するもの等、教育相談全般に対する電話対応・子育てや学校生活における悩みや不安等を電話にて聞き取り、必要に応じて教育委員会をはじめとした関係機関につなぐ。
勤務地	教育支援室（教育支援センターきぼうの園内）

2 任期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- ※1 任用開始日については、採用予定者と別途調整させていただきます。
- ※2 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、当該期間内に免職となります。
- ※3 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1,670円〔令和8年4月1日時点〕

※期末手当を含む時給単価：2,091円〔令和8年度〕

※要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.2625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は、0.37875月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

〔令和8年度の想定〕月額：156,797円〔時給換算：2,091円〕

年収：6時間×年150日×1,670÷12×15.0225=1,881,568円

(3) 勤勉手当

任期が1会計年度内に6か月以上あり、週勤務時間が15時間30分以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.0625月分（令和8年4月に新規採用された場合の6月分は0.31875月分）

(4) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり6時間（時間外勤務：無）

原則として午前9時から午後4時（実働6時間 休憩60分）

イ 勤務日 年間で150日程度の勤務。

ウ 休日 土・日曜日、祝日、年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、5日）及び特別休暇（忌引等）を付与する。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

無

イ 雇用保険の適用

無

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用

有

4 受験（応募）資格 (1)～(2) はいずれかに該当する者

(1) 小学校または中学校的教員免許状を有する者。

(2) 小学校または中学校での実務経験を有する者。

(3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑又は禁錮（ニ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	令和8年2月下旬～3月上旬	詳細は、受験申込者に別途電話連絡する。
試験場所	柏市役所 沼南庁舎	

6 申込（応募）方法

(1) 提出書類等

柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書

教員免許状の写し

110円切手（合否判定通知を郵送する際使用）

(2) 申込受付期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月27日（金）まで

（郵送可・期限内必着）

(3) 申込先

柏市学校教育部児童生徒課（〒277-8503 柏市大島田48番地1）

※郵送の際は封筒に「**教育支援室 教育相談員 申込**」と必ず記載してください。

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

選考試験後、3月中旬に決定し、選考受験者に通知する。

(2) 本件は柏市議会において新年度予算が可決されたときに効力を生じるものとなり、正式な採用通知は令和8年4月1日に交付する。

(3) 採用時期及び採用する職

合格者は、令和8年4月1日より教育相談員として採用する。

(4) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。